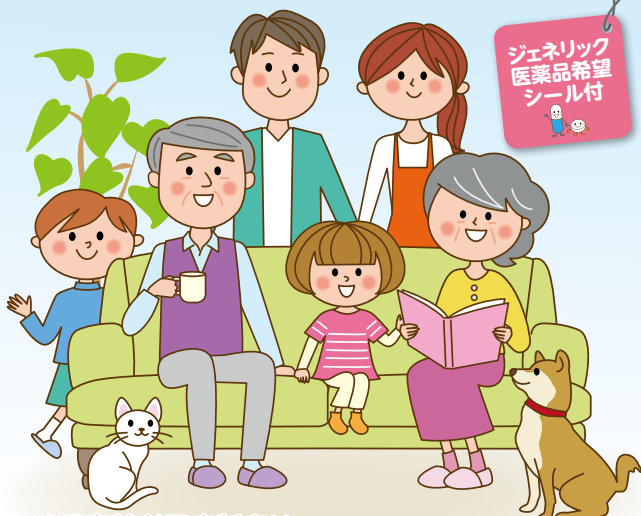


後期高齢者 医療制度

平成
29年度



後期高齢者医療制度は
75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上の方が
加入する「高齢者の医療保険」です。

もくじ

- 後期高齢者医療制度のしくみ 1
 - 市町村担当窓口 2
- 保険料について 3
 - 平成 28・29 年度の保険料率 3
 - 保険料の納め方 3
 - 保険料の軽減について 4
 - 保険料を滞納すると 4
 - 保険料の納付に関するご相談は市町村へ 4
- お医者さんにかかる時 5
 - 入院した時の食事代 6
 - 医療費が高額になったとき 7
 - 交通事故などにあつたとき 8
 - 保険証 9
- ジェネリック医薬品を利用しましょう 10

 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館2階

TEL 055-236-5671 FAX 055-235-6373

ホームページ <http://www.yamanashi-iryokouiki.jp>

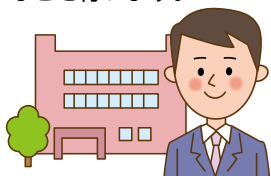
後期高齢者医療制度のしくみ

都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）となり、市町村と協力して運営しています。

広域連合

運営主体（保険者）となり、

- 保険料の決定
 - 医療を受けたときの給付
 - 保険証の交付
- などを行います。



市町村

- 保険料の徴収
 - 申請や届け出の受け付け
 - 保険証の引き渡し
- などの窓口業務を行います。



対象となる方

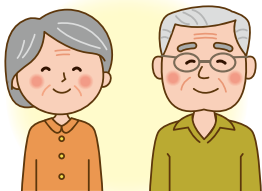
- 75歳以上の方
- 65歳～74歳で一定の障がいがある方*

*申請して広域連合から認定を受けることが必要です。

加入する日

75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度へ加入となります（手続きは不要）。

一定の障がいがある65歳～74歳の方は、認定を受けた日から加入となります。



保険証

保険証は1人に1枚交付されます。

後期高齢者医療制度に関する市町村窓口

市町村名	担当窓口	電話番号
甲 府 市	高齢者福祉課医療係	055-237-5617 (直)
富士吉田市	市民課国民健康保険室	0555-22-1111 (代)
都 留 市	市民課保険年金担当	0554-43-1111 (代)
山 梨 市	市民課国保年金担当	0553-22-1111 (代)
大 月 市	市民課国保年金担当	0554-23-8037(直)
韭 崎 市	市民課国保医療担当	0551-22-1111 (代)
南アルプス市	国保年金課高齢者医療担当	055-282-7248 (直)
北 杜 市	市民課高齢者医療担当	0551-42-1331 (直)
甲 斐 市	保険課高齢者医療・年金係	055-278-1665 (直)
笛 吹 市	国民健康保険課高齢者医療・年金担当	055-262-4111 (代)
上野原市	市民課国保年金担当	0554-62-3112 (直)
甲 州 市	国保年金課国保・年金担当	0553-32-2111 (代)
中 央 市	保険課高齢者医療・年金担当	055-274-8545 (直)
市川三郷町	町民課国保年金係	055-272-1105 (直)
早 川 町	町民課税務保険担当	0556-45-2519 (直)
身 延 町	町民課保険年金担当	0556-42-4804 (直)
南 部 町	住民課後期高齢者医療担当	0556-66-3405 (直)
富士川町	町民生活課保険年金担当	0556-22-7209 (直)
昭 和 町	町民窓口課国保年金係	055-275-8264 (直)
西 桂 町	税務住民課住民係	0555-25-2121 (代)
富士河口湖町	住民課国保年金係	0555-72-1114 (直)
道 志 村	住民健康課国保医療係	0554-52-2113 (直)
忍 野 村	住民課後期高齢者医療担当	0555-84-7796(直)
山中湖村	税務住民課医療保険係	0555-62-9973(直)
鳴 沢 村	住民課住民係	0555-85-3082 (直)
小 菅 村	住民課高齢者医療係	0428-87-0111 (代)
丹波山村	住民生活課	0428-88-0211 (代)

(代)：代表番号 (直)：直通番号

保険料は 全員が納めます

保険料は、おおむね 2 年間の医療費がまかなえるように、広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員に負担していただきます。

保険料の算定方法 (平成 28・29 年度)

$$\text{保険料 (賦課限度額 57 万円)} = \text{均等割額 (40,490 円)} + \text{所得割額 (所得 - 33 万円) \times 7.86\%}$$

保険料の納め方

特別徴収

普通徴収

年金が年額 18 万円以上の方

年金が年額 18 万円未満の方等

年金からの
天引き



個別に
納めます



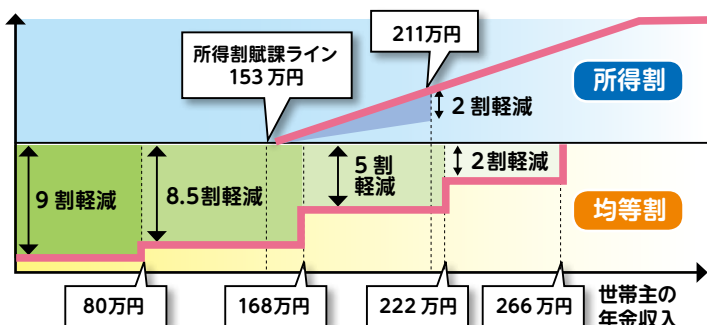
納期は年金支払い月の
4・6・8・10・12・2月

納期は
7・8・9・10・11・12・1・2月

特別徴収（保険料を年金から天引き）で納める方で、普通徴収（口座振替）を希望される方は、申請により口座振替による普通徴収に変更することができます。希望する場合は、お住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

◆年金収入による保険料のイメージ（年金収入のみの場合）

保険料 夫婦世帯の例（配偶者の年金収入 80 万円以下の場合）



こんなときは保険料が軽減されます

◆所得の低い方の軽減措置

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等に応じて軽減されます。

均等割	9割軽減	基礎控除額 33 万円を超えない世帯で被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）の世帯
	8.5割軽減	基礎控除額 33 万円を超えない世帯
	5割軽減	「基礎控除額 33 万円 + 27 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯
	2割軽減	「基礎控除額 33 万円 + 49 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯
所得割	2割軽減	基礎控除額 33 万円控除後の所得金額が 58 万円以下の場合には、所得割が 2 割軽減されます。
被用者保険の被扶養者		被用者保険の被扶養者だった方は、均等割が 7 割軽減され所得割は課せられません。

※公的年金を受給されている方は、均等割軽減判定時に 15 万円が控除されます。

保険料を滞納すると

後期高齢者医療の保険料を一定期間滞納した場合は、有効期間の短い保険証が発行されます。

保険料は、公費や現役世代からの支援金とともに、後期高齢者医療制度の大切な財源になりますので、必ず期限内に納付してください。

保険料の納付に関するご相談は市町村へ

災害などの特別な理由により保険料の納付が困難な場合は、市町村担当窓口にお早めにご相談ください。

お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときには、保険証を忘れずに窓口
に提示してください。自己負担割合は、かかった医療費の1割です（ただし、所得区分が「現役並み所得者」となる方の自己負担割合は3割となります）。

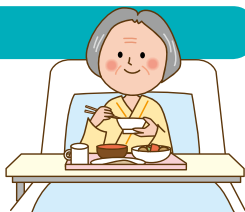
※所得区分について

毎年8月に、住民税課税所得と前年（1～7月は前々年）の収入により判定を行います。ただし、判定後に所得更正（修正）があった場合は、8月1日に遡って再判定します。

また、世帯構成の変更等がある場合にも再判定を行います。

所得区分 (自己負担割合)	判定基準
現役並み 所得者 (3割)	住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者 住民税課税所得が145万円以上でも、次の条件を満たす方は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類（確定申告書の控えなど）を添付して、お住まいの市町村の担当窓口へ提出していただくと1割負担となります。 ①世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満。 ②世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満。 ③世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、収入の合計額が520万円未満。 ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者全員の旧ただし書所得（総所得金額等から33万円を引いた金額）の合計額が210万円以下の場合には「一般」となります。（平成27年1月1日以降）
一般 (1割)	「現役並み所得者」「低所得者Ⅱ」「低所得者Ⅰ」以外の被保険者
低所得者Ⅱ (1割)	世帯全員が住民税非課税の被保険者
低所得者Ⅰ (1割)	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円となる被保険者（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）

入院した時の食事代



◆入院時食事代の標準負担額

所得区分		食費 (1食あたり)
現役並み所得者		360 円 ^{※1}
一般		360 円 ^{※1}
低所得者Ⅱ ^{※2}	90日までの入院	210 円
	過去12 か月で90日を超える入院	160 円 ^{※3}
低所得者Ⅰ ^{※2}		100 円

- ※1 平成30年4月1日から460円に変更となります。
- ※2 低所得者Ⅱ・Ⅰの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、事前に市町村の担当窓口へ申請してください。
- ※3 通算入院日数が90日を超えた際の、食費の減額を受ける場合は、再度市町村担当窓口への申請が必要となります。申請が遅れると減額が受けられない場合があります。

療養病床に入院した時の負担額

◆療養病床の標準負担額

所得区分	食費 (1食あたり)	住居費 (1日あたり)
現役並み所得者・一般	460 円 <small>一部医療機関では、420 円の場合があります</small>	320 円 (平成29年10月1日から370円)
低所得者Ⅱ	210 円	
低所得者Ⅰ	130 円	
老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

※医療区分2・3の方(入院医療の必要性の高い方)は平成29年9月30日までは居住費の負担はありませんが、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの間は1日につき200円、平成30年4月1日からは1日につき370円に変更となります。

1か月に支払った自己負担額が高額になったとき (高額療養費の支給)

1か月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、限度額を超えた額が「高額療養費」として支給されます。

◆平成29年8月からの高額療養費の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来の限度額 (個人ごとの限度額)	外来+入院の限度額 (世帯ごとの限度額)
現役並み所得者	57,600円※3	80,100円+1%※1 4回目以降 44,400円※2
一般	14,000円※4 年間上限 144,000円	57,600円※3 4回目以降 44,400円※2
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※1 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。

※2 過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 平成29年7月までは44,400円

※4 平成29年7月までは12,000円、年間上限なし

■支給が受けられるのは

- 同じ月に1人の方が外来で支払った負担額が「外来の限度額」を超えたときに支給が受けられます。
- 「外来+入院の限度額」(世帯ごと)は、「外来の限度額」を個人ごとに適用した後に適用します。

高額医療・高額介護合算制度

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えた場合は、申請することで超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

■支給が受けられるのは

同一世帯内に、医療費と介護保険の両方の自己負担がある世帯が対象となります。

◆高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額）

所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

その他の給付

- 葬祭費の支給 (5万円)
- 訪問看護サービスを受けたとき
- 海外で医療を受けた場合 (治療目的の渡航は不可)
- 急病などでやむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき
- 療養費の支給 (補装具等)

交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者から傷害を受けたときや、自損事故や同乗のときでも、後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。

警察に届けると同時に、お住まいの市町村担当窓口**に必ず**届け出をしてください。

※届け出ないと給付を受けることができません。

- 届け出に必要なもの 保険証・印かん・事故証明書
- 保険診療を受ける場合は、まず窓口または電話でご連絡を

健康診査 (健診) を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するために、健診はお住まいの市町村が実施しています。実施期間および受診方法等は、市町村担当窓口にお問い合わせください。

柔道整復師の施術を受けるとき

負傷の内容によって医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。

- 保険適用になる場合
医師や柔道整復師の診断又は判断による、
◇骨折 ◇脱臼 ◇打撲 ◇捻挫 ◇挫傷
骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
- 保険適用にならない場合
◇疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労
◇脳疾患後遺症、神経痛、リウマチなどの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術

保険証

後期高齢者医療制度では、保険証は1人に1枚交付します。お医者さんにかかるときは、忘れずに窓口で提示してください。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成〇年〇月〇日

被保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

氏名 後期 太郎 性別 男
生年月日 昭和〇年〇月〇日
資格取得年月日 平成〇年〇月〇日
発効期日 平成〇年〇月〇日
交付年月日 平成〇年〇月〇日
一部負担金の割合 〇割

保険者番号 3919 〇〇〇〇

保険者名 山梨県後期高齢者医療広域連合

印

注意

- 交付されたら記載内容を確認して、間違いがあれば市町村担当窓口へ届け出ましょう。
- 他人との貸し借りは絶対にしないでください。法律により罰せられます。
- コピーした保険証は使えません。
- 保険証は大切に保管しましょう。紛失したり破れたりしたときは、すみやかに市町村担当窓口へ届け出て、再交付を受けましょう。

※市町村担当窓口は2ページをご覧ください。

ジェネリック医薬品を 利用しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬にくらべて低価格です。これは新薬の特許が切れた後、同じ成分を使って作られているため、開発費が低く抑えられているからです。また、薬事法の厳しい基準をクリアしており、安全性は保障されています。

ジェネリック医薬品に変更するときの注意点

自分の意思を伝える

ジェネリック医薬品への変更を希望する場合は、受診や調剤の際に医師や薬剤師に明確に告げましょう。

医師や薬剤師の説明をきちんと聞く

複数のジェネリック医薬品がある場合などは、それぞれの特徴の説明をきちんと聞いて選択しましょう。

変更できない薬もある

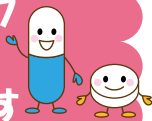
すべての新薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。医師の判断で変更不可になることもあります。

医療費を節約するために

- 日頃から健康づくりに心掛けましょう。
- かかりつけ医をもちましょう。
- 同じ症状で複数の医療機関を受診するのは避けましょう。
- お薬のもらいすぎに注意しましょう。

医師・薬剤師の方へ

ジェネリック
医薬品を
希望します



ジェネリック医薬品
を希望します

ジェネリック医薬品
を希望します

医師・薬剤師の方へ

ジェネリック
医薬品を
希望します



ジェネリック医薬品
を希望します

ジェネリック医薬品
を希望します

※保険証やお薬手帳の余白部分に貼って活用して下さい。

山梨県後期高齢者医療広域連合 川柳募集受賞作品
テーマ「健康の秘訣・若さの秘訣」

○広域連合長賞

「よく笑い 感謝の気持ち 口に出す」

甲斐市 米山ヨシミさん

○広域副連合長賞

「百薬に 勝る減塩 今すぐに」

笛吹市 佐野はな江さん

○広域連合議会副議長賞

「生き生きと 肩を組み合う 趣味の道」

甲州市 鶴田甲敬さん

○広域連合議会副議長賞

「健診が 転ばぬ先の 杖となり」

甲府市 若林寿美子さん

○人選

「趣味の会 行ける幸福 長寿なり」

富士吉田市 宮下まさ子さん

「好きなこと 続け仲間と 笑いあう」

南部町 市川東子さん

「川柳の 会生き甲斐と ゆく傘寿」

甲府市 望月貴美子さん

「錆びた脳 磨いてくれる ウォーキング」

韮崎市 向山美智子さん

「落込まず プラス思考で 何事も」

身延町 遠藤みよさん

「骨のある 男とならん 煮干し囃む」

富士川町 秋山南海男さん

「メル友が 出来て青春 返り咲き」

山梨市 保坂昭子さん

「「もう」よりも 「まだまだ」という 心意気」

山梨市 佐藤清子さん

「孫たちへ 何でもします ボランティア」

南アルプス市 村松文男さん

「太陽と 遊び上手は 老い知らず」

富士川町 望月双葉さん

「減塩で ホウレン草の 甘さ濃く」

甲府市 梅津みどりさん

82名、計216件の応募がありました。
たくさんのご応募ありがとうございました。
山梨県後期高齢者医療広域連合